



教育公務員特例法案

Kyozuke Yamagaki
Nov. 27. 1948.

教育公務員特例法目次

第一章 総則

第二章 任免、分限、懲戒及び服務

第一節 大学の学長、教員及び部局長

第二節 大学以外の学校の校長及び教員

第三節 教育長及び専門的教職職員

第三章 研修

第四章 雑則

附則



教育公務員特例法

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一條 この法律は、教育を通じて國民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基き、教育公務員の任免、分限、懲戒、服務及び研修について規定する。

(定義)

第二條 この法律で「教育公務員」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條に定める学校で、同法第二條に定める国立学校及び公立学校の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、「教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。

2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、助教授、助教諭、助教諭、養護教諭及び講師（常時勤務の者に限る。以下同じ。）をいう。

3 この法律で「部局長」とは、大学の学部長その他政令で指定する部局の長をいう。

4 この法律で「専門的教育職員」とは、教育委員会等の職員のうち、免許状を有することを必要とする者（教育長を除く。以下同じ。）をいう。

（身分）

第三條 国立学校の学長、校長、教員及び部局長は國家公務員、公立学校の学長、校長、教員及び部局長並びに教育長及び専門的教育職員は地方公務員としての身分を有する。

第二章 任免、分限、懲戒及び服務

第一節 大学の学長、教員及び部局長

（採用及び昇任の方法）

第四條 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学行政機関が行う。

2 前項の選考は、学長については、人格が高潔で、学識がすぐれ、且つ教育行政に関し識見を有する者について、大学行政機関の定める基準により、学部校については、当該学部の教授会の議に基づき、教員及び学部長以外の部局長については、大学行政機関の定める基準により、行わなければならない。

（轉任）

第五條 学長、教員及び部局長は、大学行政機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して轉任されることはない。

2 前項の審査は、大学行政機関の定める基準により行わなければならない。

（降任及び免職）

第六條 学長、教員及び部局長は、大学行政機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して免職されることはない。教員の降任について

も、また同様とする。

2 前項の審査は、大学行政機関の定める基準により行われなければならない。

（休職の期間）

第七條 学長、教員及び部局長の休職の期間は、心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職においては、個々の場合について、大学行政機関が定める。

（任期及び停年）

第八條 学長及び部局長の任期については、大学行政機関が定める。

2 教員の停年については、大学行政機関が定める。

（懲戒）

第九條 国立大学の学長、教員及び部局長は、大学行政機関の審査の結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。

（任命権者）

第十條 大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、大学行政機関の申出に基いて、任命権者が行う。

（服務）

第十一條 国立大学の学長、教員及び部局長の服務について、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第九十六條第一項の根本基準の実施に關し必要事項は、同法第九十七條から第二百五條までに定めるものを除いては、大学行政機関が定める。

（勤務成績の評定）

第十二條 学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に應じた措置は、大学行政機関が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、大学行政機関が定める基準により行われなければならない。

第二節 大学以外の学校の校長及び教員

（採用及び昇任の方法）

第十三條 校長及び教員の採用は、選考によるものとし、その選考は、採用志願者名簿に記載された者のうちから、大学附置の学校にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の国立学校にあつては文部大臣、大学置の学校以外の公立学校にあつてはその校長又は教員の属する学校を

所管する教育委員会の教育長（選考権者という。この條中以下同じ。）が行う。

2 前項の採用志願者名簿は、校長又は教員の免許狀を有する者で、採用を願ひ出た者について、免許狀の種類に應じ、國立学校にあつては人事院、公立学校にあつては都道府縣の教育委員会が作成する。

3 前二項に定めるものを除く外、採用志願者名簿に關し必要な事項は、國立学校にあつては人事院規則、公立学校にあつては都道府縣の教育委員會議規則で定める。

4 教員の昇任は、従前の勤務実績に基く選考によるものとし、その選考は、選考権者が行う。

5 選考権者は、教員について第一項及び前項の選考を行うに當つては、その学校の校長の意見を聞いて行わなければならない。

（休職の期間及び効果）

第十四條 校長及び教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、滿二年とする。

2 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、俸給の全額を支給

することができる。

（任命権者）

第十五條 公立学校の校長及び教員の任命権は、その校長又は教員の属する学校を所管する教育委員会に属する。

2 前項の校長及び教員の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分については、任命権者が行う。

第三節 教育長及び専門的教職員

（採用及び昇任の方法）

第十六條 教育長及び専門的教職員の採用は、選考によるものとし、その選考は、採用志願者名簿に記載された者のうちから、教育長については、当該教育委員会が、専門的教職員については、当該教育委員会の教育長が行う。

2 前項の採用志願者名簿は、教育長又は専門的教職員の免許狀を有する者で、採用を願ひ出た者について、免許狀の種類に應じ、都道府縣の教育委員会が作成する。

3 前二項に定めるものを除く外、採用志願者名簿に關し必要な事項は、

都道府縣の教育委員会規則で定める。

4 専門的教職員の昇任は、従前の勤務成績に基く選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。

（教育長の退職）

第十七條 教育長は、やむを得ない理由がある場合に限り、教育委員会の承認を得て、任期中退職することができる。

（任命権者）

第十八條 教育長及び専門的教職員の任命権は、当該教育委員会に属する。

2 第十五條第二項の規定は、教育長及び専門的教職員の採用する。

第三章 研修

（研修）

第十九條 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 大学及び大学附置の学校の教育公務員については大学行政機関、大学及び大学附置の学校以外の国立学校の教育公務員については文部大臣、

大学及び大学附置の学校以外の公立学校の教育公務員並びに教育長及び専門的教職員については当該教育委員会（所轄廳という。以下同じ。）は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方法その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

（研修の機会）

第二十條 教育公務員には、研修を受ける機会が與えられなければならない。

2 教育長は、授業に支障のない限り、本職の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、所轄廳の定めるところにより、現職のままで、任期にわたる研修を受けることができる。

第四章 雜則

（他の職務の従事）

第二十一條 教育公務員は、法律若しくは人事院規則に特別の定がある場合又は所轄廳において教育に関する他の職務に従事することが本務の遂

行に支障がないと認める場合の外は、給與を受け、又は受けないうで他の職務に従事してはならない。

（教育公務員以外の者に対するこの法律の準用）

第二十二條 國立又は公立の学校において教員の職務に準ずる職務を行う者並びに國立又は公立の各種学校の校長及び教員については、政令の定めるところにより、この法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

第二十三條 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の規定で、國家公務員法の規定に矛盾し、又は^{い、}抵触するものについては、國家公務員法附則第十三條の規定による特例として、人事院規則で指定する日までその効力を有する。

（旧制の学校の教員等に対するこの法律の準用）

第二十四條 この法律に定める國立又は公立の大学の学長、教員及び部局長に關する規定は、それぞれ学校教育法第九十八條第一項に規定する國立又は公立の大学の学校（教員の学部を置く大学にあつては総長。以下

同じ。）教員及び政令で指定する者に準用する。

2 この法律に定める國立又は公立の大学の学長、教員及び部局長に關する規定は、政令で別段の定をした場合の外、それぞれ学校教育法第九十八條第一項に規定する國立又は公立の大学予科、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校の校長、教員及び政令で指定する者に準用する。

3 この法律に定める大学以外の國立又は公立の学校の校長及び教員に關する規定は、それぞれ学校教育法第九十八條第一項に規定する國立又は公立の中等学校、盲学校及び聾聾学校の校長及び教員に準用する。

（大学行政機関等の統替）

第二十五條 この法律中「大学行政機関」とあるのは、当分の間、次の各号の區別に従つて読み替へるものとする。

一 第四條第一項については「学校にあつては「評議員（一個の学部を置く大学にあつては教授会の構成員。以下同じ。）及び部局長で構成する会議（協議会という。以下同じ。）」、部局長にあつては「学長」、教員にあつては「教授会の議に基き学長」

二 第四條第二項中学校の選考に關する部分、第五條第二項、第六條第

二項、第七條、第八條第一項、第十一條及び第十二條第二項については、「協議会の議に基き学校」

三 第四條第二項中「教員及び学部長以外の部局長の選考に關する部分に
ついては、教員にあつては「評議員（一個の学部を管く大学にあつて
は、教授会。以下同じ。）の議に基き学長」、学部長以外の部局長に
あつては「協議会の議に基き学長」

四 第五條第一項及び第六條第一項については、学長にあつては「協議
会」、教員にあつては「評議会」、部局長にあつては「学長」

五 第八條第二項については、「評議会の議に基き学長」

六 第九條については、学長にあつては「協議会」、教員及び学部長に
あつては「教授会」、学部長以外の部局長にあつては「学長」

七 第十條については、「学長」

八 第十二條第一項については、学長にあつては「協議会」、教員及び
学部長にあつては「教授会」の議に基き学長、学部長以外の部局長に
あつては「学長」

九 第十條第二項については、「文部大臣」

2 第十條中「任命を若」とあるのは、公立大学の学長、教員及び部局長
については、当分の間、「その大学を設置する地方公共団体の」と認
め替えるものとする。

（従前の規定による休職者等の取扱）

第二十六條 大学の学長、教員及び部局長で、従前の規定により休職を命
ぜられた者又は懲戒手続中の者若しくは懲戒処分を受けた者の休職又は
懲戒に關しては、第七條及び第九條の規定にかかわらず、なお従前の例
による。

第二十七條 この法律施行の際、現に結核性疾患のため休職中の者は、第
十四條第一項の規定の適用については、従前の休職期間を通算する。

（公立大学の学長等の懲戒）

第二十八條 公立大学の学長、教員及び部局長の懲戒に關しては、別に地
方公共団体の職員に關して規定する法律が制定施行されるまでの間は、
第九條の規定を準用する。

（人事院の設置）

第二十九條 第十三條第二項中「人事院」とあるのは、人事院が設置され

るまでの間は、一臨時人事委員会」と読み替えるものとする。

（専門的教職員員の免許状の経過措置）

第三十條 第二條第四項に規定する専門的教職員員の免許状を有すること
を必要とする者については、別に教職員員の免許に關して規定する法律
が制定施行されるまでの間は、政令で定める。

（この法律施行の際における学長等の職にある者の取扱）

第三十一條 この法律施行の際、現に国立学校の学長、校長、教員又は部
局長の職にある者は、この法律により、それぞれ学長、校長、教員又は部
局長の職についた者とみなす。

第三十二條 この法律施行の際、現に公立学校の学長、校長、教員及び部
局長で文部教官、文部事務官、地方教官又は地方事務官たるもの並びに
教育長及び専門的教職員員は、この法律若しくはこれに基く政令又は他
の法律で別に定めるものを除く外、それぞれ現にある級及び現に受ける
号俸に相当する給料をもつて、この法律により当該地方公共団体の公務
員に任用され、引き続き現にある職に相当する職についたものとする。

（恩給法の準用）

第三十三條 この法律施行の際、現に恩給法（大正十二年法律第四十八條）

第十九條に規定する公務員たる者が引き続き公立の学校の職員となつた
場合には、同法第二十二條に規定する教職員員として勤続するものとみ
なし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

（公立学校の学長等に関する特別規定）

第三十四條 この法律若しくはこれに基く命令又は他の法律に特別の定が
あるものを除く外、公立学校の学長、校長、教員及び部局長について必
要があるときは、別に地方公共団体の職員に關して規定する法律が制定
施行されるまでの間は、政令で、国立学校の学長、校長、教員又は部局
長の例に準じ、特別の定をすることができらる。

（他の法律の改廃）

第三十五條 教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）の一部を次の
ように改正する。

第九十五條を削る。

理由

國立學校の校長、校長及び教員等の職務と責任の特殊性に基いて、その任免等に関し、國家公務員法の特例を定めるとともに、教育委員会の成立に伴い、公立學校の校長、校長及び教員等並びに教育委員会の教育長等について、その任免等に関する規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。